

危険物関係用語の解説（第1回）

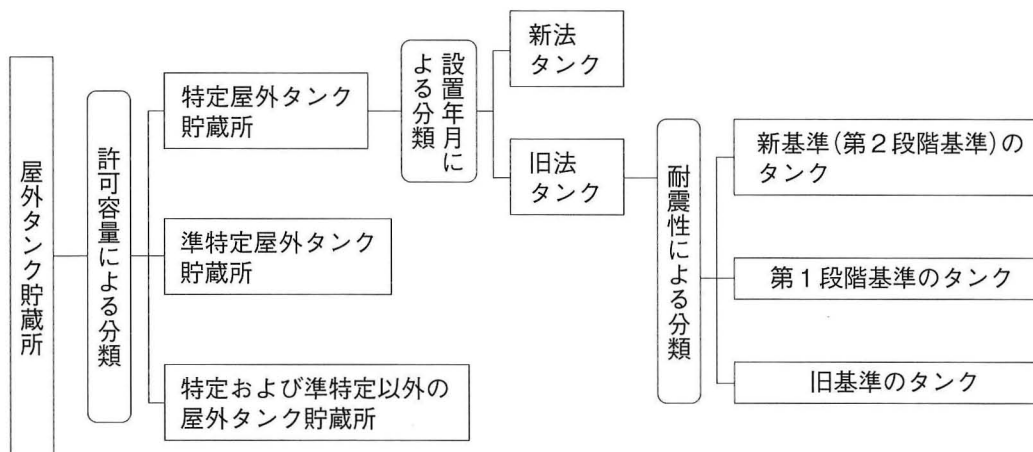
今号から、危険物施設に関する消防職員や事業所の皆様の中で、特に初心者を対象として、危険物関係法令や技術的な基礎的用語の解説を、連載でお届けして行くこととなりました。

第1回目は、屋外タンク貯蔵所の技術基準の分類に関する次の用語です。

- 特定屋外タンク貯蔵所
- 準特定屋外タンク貯蔵所
- 新法タンク
- 新基準タンク
- 第1段階基準タンク
- 旧基準タンク

1 屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の分類

屋外タンク貯蔵所の技術基準は、昭和34年に危険物の規制に関する政令が制定されて以来、数回の基準改正が行われ、現在は許可容量と設置年度によりいくつかの技術基準に分類されています。これらの技術基準を分類すると、次のように整理することができます。



2 屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の定義

(1) 特定屋外タンク貯蔵所

特定屋外タンク貯蔵所とは、政令第8条の2の3において、「屋外タンク貯蔵所のうち、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のもの」とされており、タンクの設置年度により、いわゆる「新法タンク」と「旧法タンク」に分けられます。

政令第8条の2の3第3項

法第十一条の三第二号の政令で定める屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上のもの（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）とする。

ア 新法タンク（現行基準に適合する特定屋外タンク貯蔵所）

いわゆる「新法」とは、昭和52年2月15日に施行された政令（昭和52年2月1日政令第10号）による改正後の政令第11条第1項第3号の2及び4号に基づく技術基準をいいます。この新法施行日以降に設置許可申請された特定屋外タンク貯蔵所は、一般的に「新法タンク」と呼ばれています。

イ 旧法タンク

いわゆる「旧法」とは、昭和34年9月26日政令第306号に基づく屋外タンク貯蔵所に係る技術基準をいい、この「旧法」により設置されている特定屋外タンク貯蔵所を、一般的に「旧法タンク」と呼んでいます。昭和52年2月1日政令第10号により「新法」が公布された際、52年政令附則第3項により、施行日において新しい技術基準に適合しないタンクについては、新法を適用しないこととされたため、旧法基準のタンクが新法施行日以降も残ることとなりまし

た。なお、昭和52年政令第10号附則が平成6年政令第214号により改正され、旧法タンクの改修のための技術基準として「新基準」が制定されています。

(ア) 新基準（第二段階基準）の旧法タンク

「新基準」とは、平成6年7月1日政令第214号により制定された、旧法タンク改修のための技術基準です。昭和52年政令第10号の附則が改正され、新法が施行された昭和52年時点では既存不遑及とされた旧法タンクですが、平成6年改正において一定期間内に新基準に適合させ、届け出をしなければならないことになりました。新基準（第二段階基準）の旧法タンクとは、新基準に適合し新基準に適合している旨の「新基準適合届出」をした旧法タンクのうち、後述の第一段階基準適合の旧法タンク以外のものをいいます。なお、政令第214号附則において、新基準適合の経過措置が定められており、10,000キロリットル以上の旧基準の特定屋外タンク貯蔵所については平成21年12月31日、10,000キロリットル未満の旧基準の特定屋外タンク貯蔵所については、平成25年12月31日とされています。ただし、経過措置の適用は、平成7年12月31日までに、市町村長等にタンクの「調査・工事計画届出」を提出したものに限り、旧基準のタンクは、経過措置期間内に必ず新基準に適合させる必要があります。なお、新基準は、旧法タンクが適合しなければならない技術上の基準であることから、現行基準と同様、基準維持義務が課せられています。

(イ) 第一段階基準の旧法タンク

第一段階基準の旧法タンクとは、新基準に適合し新基準に適合している旨の「新基準適合届出」をした旧法タンクの

うち、第一段階基準に適合し第一段階基準に適合している旨の「第一段階基準適合届出」をしたタンクをいいます。

なお、第一段階基準は、新法タンクに準ずる安全性を有するものとして、保安検査等開放周期の時期の適用に関し、新法タンクと同様に取り扱うための評価基準であり、現行基準（新法）や新基準の場合のように、基準維持義務を課せられるものではありませんが、新法タンクと同様の開放周期の適用を受けていくためには、第一段階基準を維持していく必要があります。

(ウ) 旧基準のタンク（新基準に適合しない旧法タンク）

旧法タンクは、前述したとおり新基準に適合させる必要がありますが、平成21年又は平成25年まで改修の経過措置が定められているため、経過措置期間中は新基準に適合しない旧基準のタンクが存在します。このタンクとは、次に掲げるものをいいます。

- ① 新基準に適合しないもの
- ② 新基準に適合するもののうち、「新基準適合届出」をしていないもの

ここで注意しなければならないことは、たとえ調査・改修工事を行うことによって新基準に適合することが分かっても、その旨を市町村長等に届け出な

い限り、新基準（第二段階基準）や第一段階基準の旧法タンクとしての基本の開放周期の適用を受けられないということです。

(2) 準特定屋外タンク貯蔵所

準特定屋外タンク貯蔵所とは、政令第11条第1項第3号の3において「液体の危険物の最大数量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のもの」とされています。なお、この基準は特定屋外タンク貯蔵所の基準と異なり、基本的には1つの技術基準ですが、制定時に附則において、既存の準特定屋外タンク貯蔵所に適用が除外されている条項がありますので注意が必要です。

政令第11条第1項第3号の3

屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が五百キロリットル以上千キロリットル未満のもの（以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。）の屋外貯蔵タンク（次号において「準特定屋外貯蔵タンク」という。）の基礎及び地盤は、自治省令で定める堅固なものとする。

(3) 特定及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

これは、容量500キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所が該当します。